

新居浜ものづくりマイスター募集要項（ご案内）

1. 内 容

新居浜市では、ものづくりの基盤技術を支える技能・技術者の中から、卓越した技能・技術を有し、優れた指導力がある者を「新居浜ものづくりマイスター」として認定することにより、その社会的認知度の向上と技能尊重の気運醸成を図り、マイスターの活用を通じて、技能・技術の継承と人材の育成を図り、地域産業の発展に寄与することを目指します。

2. 対象認定分野

- (1) 「ものづくり基盤技術」分野（別表参照、ものづくり基盤技術振興基本法第2条に基づく）
- (2) デジタル、新素材、エレクトロニクス等の新技術分野
- (3) 上記以外の分野で別途市長が認めたもの

3. 要 件

下記の要件の全てに該当する方を対象とします。詳しくはお問い合わせください。

- (1) 認定対象者の技術及び技能水準
認定当該職種において、現に新居浜地域で第一人者又はこれに相当する方
- (2) 認定対象者の公的資格（ア～エのいずれかに該当する方）
 - ア 技能検定がある職種については、一級（又は単一等級）以上の方
 - イ ア以外の場合、公的資格を有する職種については資格取得者の方
 - ウ 公的資格等を有しない職種については、3.(1)に準ずる方
 - エ 3.(1)に準ずることを客観的に証明可能な顕彰等の履歴を有している方
- (3) 認定対象者の経験年数及び在勤要件等
 - ア 認定当該職種に関し、原則20年以上の実務経験がある方
 - イ おもに市内で1年以上在勤する方

4. 新居浜ものづくりマイスターの活動

- (1) 新居浜市ものづくり産業振興センターにおける指導及び助言のほか、各種講座、講演会等での講義
- (2) 小・中・高等学校等の児童・生徒を対象とするものづくりに関する体験学習での指導等並びに職業、勤労等についての講義
- (3) 地域企業への指導・技術相談に関する事
- (4) マイスターの技術・技能の記録広報、展示、披露等

5. 応募方法

技能・技術者の所属する企業・関係団体等から、上記の各要件を満たし、新居浜ものづくりマイスターとしてふさわしい方を、認定推薦書等により推薦してください。

ただし、各年度で1企業・団体等から推薦できるのは1名とします。

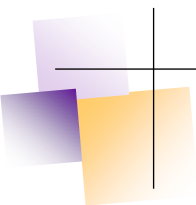
<推薦に係る提出書類>

以下の書類を1部、一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会まで持参又は郵送してください。（新居浜市阿島1-5-50 TEL：0897-47-5601）

- ①認定推薦書
- ②同意書

※いずれも新居浜ものづくり人材育成協会ホームページからダウンロードできます。

(<http://niihamagenki.jp/>)



6. 推薦書提出期間

令和4年9月21日(水) ~ 11月30日(水) 16時必着

7. 新居浜ものづくりマイスターの認定までの流れ

応募 ⇒ 書類審査等 ⇒ 面接及び審査会 ⇒ 認定

8. 認定式

令和5年3月(予定)

※認定者には、認定証と報奨金が授与されます。

9. お問い合わせ・推薦書等提出先

詳しくは下記までお問い合わせください。

また、推薦書は下記まで郵送又は持参してください。

なお、ご提出いただいた推薦書は返却できませんので予めご了承ください。

〈問合せ・提出先〉

一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島1-5-50

TEL (0897)47-5601 FAX (0897)47-5602

E-mail info@niihamagenki.jp